

全国健康関係主管課長会議資料

平成26年3月4日(火)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
移植医療対策推進室

目 次

1. 臓器移植対策について

- (1) 虐待を受けた児童への対応について 1
- (2) 臓器提供の体制整備について 1
- (3) その他 2

2. 造血幹細胞移植対策について

- (1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 2
- (2) 骨髄、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植対策について 2

3. その他連絡事項 3

1. 臓器移植対策について

(1) 虐待を受けた児童への対応について

改正臓器移植法では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、適切に対応することとされ、15歳未満の小児からの臓器提供が可能となったが、ガイドライン上、医療機関は、虐待防止委員会等の院内体制の下で虐待の疑いの有無を確認することとされている。

このため、医療機関が児童相談所へ照会した際に、虐待に関する情報が得られるよう、平成24年11月に雇用均等・児童家庭局から、同年12月に健康局から関係通知を発出し、必要な体制の整備をお願いしているところである。

平成25年に実施したアンケート調査結果では、児童相談所を設置している自治体のうち9割以上の自治体において、個人情報保護条例の特例的な扱いをするなど、医療機関と児童相談所等の連携体制の整備に取り組んでいただいているところであり感謝申し上げます。現在、連携を検討中としている自治体におかれては、小児の臓器提供事例により適切に対応していただくためにも、早急に体制整備を図っていただくよう強くお願いします。

また、各自治体の体制整備状況については、継続的に把握し、公表していきたいと考えているので、アンケート調査の際は、引き続き御協力願いたい。

(2) 臓器提供の体制整備について

改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供事例は増加しており、平成24年度から平成25年度にかけては、本人の意思表示に基づく臓器提供が11件から18件に増加した。また、昨年10月に公表された「臓器移植に関する世論調査」では、脳死と判定された本人が脳死下で臓器を提供する意思表示をしている場合には、「家族としてそれを尊重する」と答えた人が87%となっており、本人の意思表示の重要性が改めて明らかになったところであり、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、本人の意思を表示していただくための普及啓発が重要となっている。

厚生労働省では、(公社)日本臓器移植ネットワーク(以下「JOT」という。))と連携しながら、一人でも多くの方に移植医療について正しく理解していただき、本人に臓器提供に関する「意思表示をしていただくこと」に力点を置いて普及啓発に取り組んでいる。

各自治体におかれては、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動に御尽力いただいているが、運転免許証更新時や管轄下の医療保険者(市町村国民健康保険組合、地方公務員共済組合、健康保険組合等)における医療保険の被保険者証のカード化や被保険者証の更新時等、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、意思表示の普及について一層の御尽力をいただきたい。

また、厚生労働省では、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学三年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、JOTにおいても教員向け資料の配付や教育セミナーを実施しており、教育委員会とも連携して、パンフレット等の教育現場で活用できる資料やセミナーについての情報提供や普及啓発に取り組んでいただきたい。

※【臓器移植ネットワークの教材紹介ページ】 <http://www.jotnw.or.jp/studying/>

(3) その他

各都道府県の臓器移植連絡調整者（都道府県臓器移植コーディネーター）設置事業については、各都道府県において同化定着してきたこと及び各都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度より一般財源措置され、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について」（平成15年3月20日付け健臓発第0320001号臓器移植対策室長通知）により、都道府県臓器移植コーディネーターの日常業務として、都道府県内の普及啓発活動に取り組んでいただくようお願いしているところである。

平成26年度予算案においては、JOTへの補助事業の中に、JOTの委嘱を受けた都道府県臓器移植コーディネーターが中心となって、都道府県行政、アイバンク、腎バンク、医療機関等関係者の協力を得ながら地域における臓器移植に関するあっせん体制を整備するための事業に支援ができるような経費を新たに計上しているところである。都道府県におかれては、JOTと連携を図りながら、管内における臓器提供のあっせん業務が適正に行われる体制の整備に御協力いただくようお願いする。臓器移植を適正に実施していくために都道府県臓器移植コーディネーターの果たす役割の重要性は増しているものと考えており、厚生労働省としても活動しやすい環境となるよう引き続き支援していく方針である。

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

本年1月1日より「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が施行された。この法律では、造血幹細胞移植に関わる者には、それぞれ責務が課されており、地方公共団体は「基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。

造血幹細胞移植には、骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類があり、患者の状態や病気の種類に応じて最適なものが選択される。

造血幹細胞移植に関わる者が、法に基づき課せられた責務を果たすとともに、法に掲げられた基本理念の実現に向けた取組を進めることを通じて、造血幹細胞移植を希望する患者の方々にとって、病気の種類や病状にあった適切な移植が行われるとともに、患者の生活の質の改善が図られることを目指している。

(2) 骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植対策について

白血病や重症再生不良性貧血等で非血縁者間造血幹細胞移植を希望している患者数は年々増加しており、それに伴って非血縁者間の造血幹細胞移植の件数も年々増加している。

よりよい治療のための造血幹細胞移植の主な課題としては色々挙げられるが、特に地方自治体の皆さま方に御尽力いただきたいのが骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保についてである。これまで、保健所を通じた骨髄ドナーの登録、

骨髄バンク推進月間を中心とした普及啓発活動などを行っていただいております、これらの事業については、献血事業と連携等をしていただきながら、取り組んでいただけたところ。

今後も、全国組織である日本赤十字社や地域のボランティア団体等と協力するとともに、関係者からなる連絡協議会を積極的に活用するなどし、より効果的な普及啓発や骨髄ドナー募集に取り組んでいただきたい。

なお、道府県に対しては骨髄提供者登録受付業務費として保健所でのドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な活動をお願いしたい。

3. その他連絡事項

移植医療対策推進室 関係行事予定

行 事 名	関 係	期 間	場 所
臓器移植普及推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 (公社)日本臓器移植ネ ットワーク 他	平成26年 10月1日～31日	全 国
第16回臓器移植推進 全国大会	【主催】 厚生労働省、開催都道府 県他	平成26年 10月19日(日)	富山県
骨髄バンク推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 保健所設置市、特別区、 (公財)日本骨髄バンク 他	平成26年 10月1日～31日	全 国

参 考 资 料

参考資料目次

1. 平成26年度移植対策関係予算（案）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・資－1
2. 臓器移植対策
 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について・・資－3
 - (2) 都道府県別の脳死下臓器提供可能施設数・・・・・・・・・・・・・・・・資－6
 - (3) 都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数・・・・・・・・資－7
 - (4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数・・・・・・・・・・資－8
 - (5) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について（抄）・・・・資－9
3. 造血幹細胞移植対策
 - (1) 日本におけるさい帯血保存・供給の状況・・・・・・・・・・・・・・・・資－11
 - (2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等・・・・・・・・・・・・・・・・資－12

1 平成26年度移植対策関係予算（案）の概要

＜平成25年度予算額＞	＜平成26年度予算（案）＞	〔対前年度比〕
2,717百万円	→ 2,770百万円	102.0%
＜注＞他局課計上分を含む		

造血幹細胞移植対策の推進**20.3億円（18.8億円）**

■ 患者の病気の種類や病状に応じて、3種類の移植法（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植）から適切な移植法を選択し実施できる医療体制の整備や、治療成績の向上を図るとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）の安定的な運営を支援する。

⑨ **造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業** **66百万円（31百万円）**

患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、個人が特定されないようプライバシーに十分配慮をした上で、医療機関や研究者のみならず、患者相談を行っている者などに公開することにより、3種類の移植法のうち、病気の種類や病状にあった適切な移植法が行われ、治療成績の向上等につなげていく体制の整備を行う。

⑨ **造血幹細胞移植医療体制整備事業** **164百万円（65百万円）**

患者の病状に応じて、3種類の移植法のうち適切な移植法を実施できる体制を確保した拠点的な病院を整備し、造血幹細胞移植に関する人材育成や診療支援等を行うことにより地域の造血幹細胞移植医療体制の底上げを図る。

骨髄データバンク登録費 **679百万円（665百万円）**

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録等に要する経費。

骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） **460百万円（466百万円）**

初期コーディネート期間の短縮のための措置を強化するとともに、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。

⑨ **さい帯血移植対策事業費（さい帯血バンク運営費）** **592百万円（645百万円）**

臍帯血供給事業者（臍帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援する。
※事業の一部を造血幹細胞提供支援機関へ移管。

⑨ **造血幹細胞提供支援機関業務経費** **65百万円（0百万円）**

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん機関及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を支援するとともに、造血幹細胞移植に関する情報の一元的な提供を行うためのポータルサイトを構築する。

末梢血幹細胞採取体制の整備**メニュー予算**

造血幹細胞数測定装置の整備に対する補助（定額）を行い、末梢血幹細胞採取認定施設の拡大を図る。

臓器移植対策の推進

6. 0億円（6. 6億円）

- 臓器移植が着実かつ適切に実施されるよう、地域におけるあっせん体制の整備を図るとともに、国民の移植医療への理解、臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発する。

臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費） 570百万円（636百万円）

- ・ 公平かつ適切なあっせんを行うため、臓器のあっせん業務を行う際の中心的役割を果たすコーディネーターを増員（38人→42人）するとともに、資質の向上のための研修の実施、地域におけるあっせん体制整備の支援、臓器提供施設内における提供体制整備の支援等により、臓器移植ネットワークの体制整備を図る。
- ・ また、運転免許証や健康保険証の裏面における意思表示欄の活用状況を勘案して意思表示カードの作成配布枚数を削減するなど、普及啓発の見直しを行った。

普及啓発事業費

25百万円（27百万円）

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費を確保すること等により、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

移植医療研究の推進

1. 4億円（1. 7億円）

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。
※厚生労働科学研究費（大臣官房厚生科学課計上分）

移植医療対策推進体制の強化

<定員>

- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づく業務を適正かつ確実に行えるよう移植医療対策推進室の体制を強化する。
※ 造血幹細胞バンク指導官の増員（1名）

ご質問等の問い合わせ先

厚生労働省 移植医療対策推進室

担当者：菊田、元村

電話番号：03-3595-2256

2 - (1) 臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

健臓発 1206 第 2 号

平成 24 年 1 月 6 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長

臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について

臓器移植の円滑の実施につきましては、平素から御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の附則第 5 項では、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応することとされており、その一環として、臓器提供施設から児童相談所に虐待の有無等を照会できるよう、個人情報保護条例の取扱いの整理などに取り組んでいただようお願いしているところです（平成 24 年 2 月 3 日全国健康関係主管課長会議資料参照）。

今般、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長から「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号）が別添のとおり関係地方公共団体の児童福祉・母子保健主管部（局）長あて通知されました。当該通知においては、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、医療機関から児童相談所に対し虐待相談対応の有無等について照会があった場合に円滑に対応できるよう、事前に関係部署と協議しておく必要があること等が明記されているところです（別添通知中「8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認」を参照）。

つきましては、貴職におかれては、当該通知の趣旨も踏まえ、臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うようお願いいたします。

また、本件は脳死下での臓器提供のみならず心停止下での臓器提供にも関わることから、当該通知の内容及び上記協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有するため、関係部局と連携し、貴管内の医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

雇児総発 1130 第 2 号
雇児母発 1130 第 2 号
平成 24 年 11 月 30 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、医療機関等との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号、雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）等によりお願いしてきたが、先般、「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月通知」という。）において、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携及び情報共有の必要性を示したところである。

これを踏まえ、児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、医政局及び健康局並びに消費者庁、総務省自治行政局及び法務省刑事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

1～7 (略)

8 臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）附則第 5 項では、政府は、虐待を受けた児童から臓器が提供されることのないよう、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定されており、法律の趣旨として、虐待を受けた児童の臓器が提供されるべきではない旨が明確にされている。

これを踏まえ、医療機関で児童からの臓器提供が検討される場合、医療機関は、当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する必要がある、そのためには、関係する児童相談所における当該児童に係る虐待相談対応の有無等について照会することも想定される。

このため、都道府県等の児童福祉主管部局や児童相談所では、臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。都道府県等の衛生主管部局や医療機関から協議への協力を求められた場合には協力するようお願いする。特に、個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

また、協議結果については、関係機関において認識が共有される必要があることから、児童福祉主管部局から管下の児童相談所に周知されたい。同時に、衛生主管部局から関係医療機関等へ周知が図られることから、児童福祉主管部局及び児童相談所においても、衛生主管部局が開催する会議への参加など、衛生主管部局が行う周知のための取組にも協力されたい。

2-（2） 都道府県別の脳死下臓器提供可能施設数

※厚生労働省において、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)」に規定された5類型該当施設(合計865施設)を対象に任意によるアンケートを行い、臓器提供が行える体制を整えていると回答のあった施設。(平成25年6月末現在)

都道府県	(参考) ガイドライン 5類型該当 施設数	
	大人	児童 (18歳未満)
北海道	18	7
青森県	3	1
岩手県	7	5
宮城県	6	6
秋田県	6	3
山形県	5	2
福島県	7	0
茨城県	10	4
栃木県	5	2
群馬県	5	2
埼玉県	9	2
千葉県	16	11
東京都	38	26
神奈川県	25	13
新潟県	7	5
富山県	6	3

都道府県	(参考) ガイドライン 5類型該当 施設数	
	大人	児童 (18歳未満)
石川県	4	3
福井県	4	3
山梨県	2	2
長野県	5	4
岐阜県	9	5
静岡県	13	5
愛知県	23	16
三重県	6	1
滋賀県	7	5
京都府	7	2
大阪府	29	13
兵庫県	19	7
奈良県	5	3
和歌山県	4	3
鳥取県	4	2
島根県	4	3

都道府県	大人		(参考) ガイドライン 5類型該当 施設数
	児童 (18歳未満)	児童 (18歳未満)	
岡山県	10	6	16
広島県	10	4	15
山口県	7	5	13
徳島県	4	4	8
香川県	5	4	9
愛媛県	7	4	13
高知県	4	3	6
福岡県	14	5	39
佐賀県	4	1	8
長崎県	5	3	10
熊本県	3	1	11
大分県	2	2	8
宮崎県	2	1	9
鹿児島県	3	2	12
沖縄県	2	0	11
合計	400	214	865

2-(3)都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

都道府県	提供件数	移植件数	移植希望登録者数	移植希望登録者全体に占める割合
	〔 06年～13年の合計数 〕		2013年末現在	
北海道	55	96	576	4.5%
青森	4	6	119	0.9%
岩手	4	6	100	0.8%
宮城	6	22	155	1.2%
秋田	1	4	62	0.5%
山形	2	3	89	0.7%
福島	8	9	174	1.4%
茨城	10	22	329	2.6%
栃木	7	13	185	1.5%
群馬	13	19	170	1.3%
埼玉	27	40	693	5.4%
千葉	30	70	604	4.7%
東京	100	215	1,540	12.1%
神奈川	64	99	930	7.3%
新潟	35	49	256	2.0%
富山	9	17	147	1.2%
石川	10	16	165	1.3%
福井	10	4	63	0.5%
山梨	4	1	78	0.6%
長野	12	15	163	1.3%
岐阜	12	21	262	2.1%
静岡	37	66	359	2.8%
愛知	91	199	1,256	9.8%
三重	5	7	215	1.7%
滋賀	8	6	80	0.6%
京都	6	18	228	1.8%
大阪	20	74	681	5.3%
兵庫	37	77	567	4.4%
奈良	7	10	204	1.6%
和歌山	22	20	125	1.0%
鳥取	1	0	42	0.3%
島根	1	3	43	0.3%
岡山	7	22	167	1.3%
広島	13	26	276	2.2%
山口	7	7	94	0.7%
徳島	7	10	85	0.7%
香川	17	25	136	1.1%
愛媛	6	11	112	0.9%
高知	8	7	58	0.5%
福岡	55	104	410	3.2%
佐賀	5	2	36	0.3%
長崎	20	26	144	1.1%
熊本	1	13	154	1.2%
大分	6	7	51	0.4%
宮崎	8	7	62	0.5%
鹿児島	5	7	57	0.4%
沖縄	16	47	255	2.0%
合計	839	1,548	12,757	

2-(4) アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H25.12末)
	H23年度	H24年度	H23年度	H24年度	
(財)北海道眼球銀行	13	5	23	14	15
特定非営利法人 旭川医大アイバンク	3	12	55	33	11
(公財)弘前大学アイバンク	6	3	8	6	35
岩手医科大学眼球銀行	13	7	24	10	36
(財)東北大学アイバンク	10	4	15	14	63
(公財)あきた移植医療協会	4	2	6	4	3
(公財)山形県アイバンク	6	4	11	9	13
(財)福島県アイバンク	12	9	18	11	58
(公財)茨城県アイバンク	29	22	43	36	20
(公財)栃木県アイバンク	24	32	34	33	39
(公財)群馬県アイバンク	26	22	30	49	14
(公財)埼玉県腎・アイバンク協会	15	10	28	17	19
(公財)千葉県アイバンク協会	5	3	9	1	11
角膜センター・アイバンク	63	41	99	77	42
順天堂大学アイバンク	16	17	25	23	229
慶応大学眼球銀行	31	22	57	40	74
(社福)読売光と愛の事業団眼球銀行	24	24	43	42	69
杏林アイバンク	1	5	4	10	10
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	68	55	94	98	45
(公財)山梨県アイバンク	8	4	11	11	21
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	19	15	34	32	17
(財)新潟県臓器移植推進財団	14	9	18	14	104
(公財)富山県アイバンク	19	37	33	62	5
(公財)石川県アイバンク	8	10	13	17	16
(公財)福井県アイバンク	10	15	23	26	3
(公財)岐阜県ジン・アイバンク協会	11	10	13	17	1
(公財)静岡県アイバンク	161	121	199	165	54
(公財)愛知県眼衛生協会	144	138	230	209	105
(公財)三重県角膜・腎臓バンク協会	6	4	11	9	12
(公財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	3	3	6	5	0
京都府立医科大学附属病院眼球銀行	18	13	21	27	37
(公財)体質研究会アイバンク	5	1	4	2	7
(公財)大阪アイバンク	40	36	72	67	102
(公財)兵庫アイバンク	5	6	1	5	48
(財)奈良県アイバンク	2	3	4	6	11
(公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	18	18	34	31	69
(公財)鳥取県臓器バンク	3	2	4	4	25
(公財)島根難病研究所しまねまごころバンク	2	8	4	9	2
(公財)岡山県アイバンク	3	8	6	16	16
(公財)ひろしまドナーバンク	22	17	39	29	175
(公財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	5	14	6	20	1
(財)徳島アイバンク	6	1	38	30	95
(公財)香川県眼球銀行	8	8	15	14	25
(公財)愛媛アイバンク	8	3	18	3	17
特定非営利法人高知アイバンク	5	2	10	4	47
(公財)福岡県医師会眼球銀行	7	16	9	24	34
久留米大学眼球銀行	2	1	6	0	15
(財)佐賀県アイバンク協会	6	4	5	3	8
(財)長崎アイバンク	45	39	29	46	54
(公財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	8	10	17	16	166
(公財)大分県アイバンク協会	9	4	16	8	13
(財)宮崎県アイバンク協会	4	4	5	4	35
(財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	3	3	2	7	3
(公財)沖縄県アイバンク協会	3	5	4	7	21
計	1,009	891	1,586	1,476	2,170

2 - (5) 都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の推進について(抄)

平成15年3月20日 健臓発第0320001号
各都道府県衛生主管部(局)長宛
厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知

都道府県臓器移植連絡調整者(以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。)については、「都道府県臓器移植連絡調整者の設置について」(平成15年3月20日付健発第0320002号厚生労働省健康局長通知)により、その設置をお願いしているところである。

厚生労働省としては、都道府県臓器移植コーディネーターが地域において臓器移植の普及定着を図るために果たす役割の重要性から、その業務について一定の質の確保を図ることが必要であると考えており、設置事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしく願います。

(略)

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

1 設置主体及び設置場所

(略)

2 業務内容

都道府県臓器移植コーディネーターは、おおむね都道府県における臓器移植に関する次の業務を行うことが望ましいこと。

なお、下記 の業務については、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第12条の規定に基づく臓器のあっせん機関である社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)が行う「あっせん業務」の一部として行われるものであるため、設置者の承諾を得てネットワーク理事長からの委嘱を受けた上で行うものとする。

日常業務

ア 都道府県内における臓器提供意思表示カード及び意思表示シールについて、管内における保健所、郵便局、警察署、運転免許センター等の公共施設の窓口に設置することを始め、あらゆる機会を通じた普及を行い、地域住民の臓器提供・臓器移植に関する理解を深める

イ 都道府県内の臓器提供に協力いただく施設の医療従事者等に対し臓器移植に関する制度等についての普及啓発活動を行い、臓器提供の際の協力が得られるよう努めるとともに、臓器提供に協力いただく施設等を定期的に巡回し、連携体制を整備する

ウ 上記ア及びイ以外に臓器移植対策を推進するために必要な業務

臓器提供発生時業務

ネットワークの地域センター(以下「支部」という。)と連携し、臓器提供に関する情報交換等を行うとともに、支部長及び支部の主任臓器移植連絡調整者(以下「支部主席コーディネーター」という。)の指示に従い以下の業務を行うこと

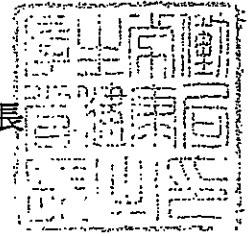
ア～キ(略)

3 都道府県臓器移植コーディネーターの採用要件

(略)

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



都道府県臓器移植連絡調整者の設置について

臓器移植連絡調整者は、移植医療に関し、医療関係者をはじめとする国民の理解を深め、国民の臓器提供に関する意思が十分活かされるよう、専門的立場から、医療機関等に対する普及啓発活動を行うとともに、臓器提供につながる可能性がある事例が生じた際に、関係者間の連絡調整等の諸活動を行う者であり、我が国における臓器移植の円滑な推進を図るためには、必要不可欠なものである。

このため、平成10年度から、各都道府県における臓器移植の円滑な推進を図るために必要な都道府県臓器移植連絡調整者（以下「都道府県臓器移植コーディネーター」という。）を設置する事業については、国庫補助事業としてきたところであるが、本事業については各都道府県において同化定着してきたこと及び今後都道府県が主体性を持って事業を継続することを確保する観点から、平成15年度からは一般財源化され、所要の財源が措置されることとなったところである。

厚生労働省としては、地域において臓器移植の普及定着を図るためには、今後、都道府県臓器移植コーディネーターがますます大きな役割を果たすことが期待されると考えており、従前どおり、本事業の推進に一層の御尽力をいただくようお願いする。

なお、平成15年3月31日をもって、「都道府県臓器移植連絡調整者設置事業の実施について」（平成10年6月18日付健医発第946号厚生省保健医療局長通知）及び「臓器移植連絡調整者（臓器移植コーディネーター）の役割等について」（平成10年6月25日付健医疾臓発第11号厚生省保健医療局エイズ疾病対策課臓器移植対策室長通知）は廃止する。

3 - (1) 日本における臍帯血保存・供給の状況

(ア) 日本さい帯血バンクネットワークに参加しているバンクからの提供数・移植数

	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	計
提供数	1	20	78	116	178	231	310	739	679	690	774	815	912	940	1,103	1,132	1,240	870	10,828
移植数	1	19	77	114	169	220	297	702	678	658	754	778	875	907	1,074	1,106	1,199	842	10,470

※提供数：臍帯血移植のために医療機関へ提供した個数、移植数：実際に移植に使用された個数
※平成25年度は、平成25年12月末時点

(イ) さい帯血バンクの一覧（平成25年12月末時点）

バンク名	採取施設	分離・保存施設	公開件数	
日本赤十字社 北海道さい帯血バン ク	札幌東豊病院（札幌市） 札幌マタニティウイメンズホスピタル（札幌市） 手稲溪仁会病院（札幌市） 札幌西レディースクリニック（札幌市）	大谷地産科婦人科（札幌市） 愛産婦人科（札幌市） エナレディースクリニック（石狩市）	日本赤十字社 北海道ブロック血 液センター	2,361
東京臍帯血バンク	聖路加国際病院（中央区） 慶應大学病院（新宿区） 賛育会病院（墨田区） 日本大学附属板橋病院（板橋区） まつしま病院（江戸川区） 日本医科大学多摩永山病院（多摩市）	金子レディースクリニック（調布市） 山口病院（千葉県船橋市） 東京女子医科大学附属八千代医療センター（八千代市） 瀬戸病院（埼玉県所沢市） 愛和病院（埼玉県川越市）	・（公財）献血供給事 業団 臍帯血事業部 ・日本大学医学部 附属 板橋病院	4,407
日本赤十字社 関東甲信越さい帯 血バンク	愛育病院（港区） 東京厚生年金病院（新宿区） 財団法人ライフ・エクステンション研究所附属 永寿総合病院（台東区） 池下レディースクリニック東雲（江東区） 日本赤十字社医療センター（渋谷区） 葛飾赤十字産院（葛飾区） 東京衛生病院（杉並区） 池下レディースチャイルドクリニック（江戸川区） 武蔵野赤十字病院（武蔵野市） 水口病院（武蔵野市） 昭和大学藤が丘病院（横浜市） 神奈川県立こども医療センター（横浜市） 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（横浜市） 大口東総合病院（横浜市） 医療法人産育会 堀病院（横浜市）	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院（横浜市） 済生会横浜市南部病院（横浜市） 東北大学病院（仙台市） 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター（仙台市） 仙台市立病院（仙台市） 仙台赤十字病院（仙台市） 東北公済病院（仙台市） 吉田レディースクリニック（仙台市） 東海大学病院（伊勢原市） 伊勢原協同病院（伊勢原市） やはたウイメンズホスピタル（伊勢原市） 湘南藤沢徳州会病院（藤沢市） 海老名総合病院（海老名市） 秦野赤十字病院（秦野市）	日本赤十字社 関東甲信越プロッ ク血液センター	3,708
一般社団法人 中部さい帯血バン ク	星ヶ丘マタニティ病院（名古屋市中区） 名古屋第一赤十字病院（名古屋市中区） 国立病院機構名古屋医療センター（名古屋市中区） 鈴木病院（豊田市）	医療法人慧成会産院いしがせの森（大府市） マミーローズクリニック（豊橋市） 医療法人おおわきレディースクリニック（江南市） 森永産婦人科（春日井市）	中部さい帯血バン ク保存施設 （愛知県赤十字血 液センター内）	3,381
日本赤十字社 近畿さい帯血バン ク	京都第一赤十字病院（京都市東山区） 京都第二赤十字病院（京都市上京区） 京都市立病院（京都市中京区） 済生会京都府病院（京都府長岡京市） 足立病院（京都市中京区） 野村病院（滋賀県草津市） 聖バルナバ病院（大阪府天王寺区） 松下記念病院（大阪府守口市） 小阪産病院（東大阪市）	谷口病院（大阪府泉佐野市） 市立豊中病院（大阪府豊中市） 浜田病院（大阪府平野区） 大阪府済生会吹田病院（大阪府吹田市） 恵生会病院（大阪府東大阪市） 赤崎クリニック（奈良県桜井市） 竹林ウイメンズクリニック（滋賀県大津市） 箕面レディースクリニック（大阪府箕面市）	大阪府赤十字血液 センター	2,202
特定非営利活動法 人 兵庫さい帯血バン ク	西神戸医療センター（神戸市） パルモア病院（神戸市） オカ・レディース・クリニック（神戸市） マムクリニック（神戸市） 久保みずぎレディースクリニック（神戸市） 上田病院（神戸市） 松岡産婦人科クリニック（神戸市） 尼崎医療生協病院（尼崎市）	関西ろうさい病院（尼崎市） 兵庫県立西宮病院（西宮市） 兵庫医科大学病院（西宮市） 高橋産婦人科クリニック（西宮市） 市立伊丹病院（伊丹市） あさぎり病院（明石市） 大森産婦人科医院（高砂市）	兵庫さい帯血バン ク保存施設 （兵庫医科大学 内）	0
日本赤十字社 九州さい帯血バン ク	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院（福岡市） 真田産婦人科麻酔科クリニック（福岡市） いずみ産婦人科（福岡市） 井樋病院（福岡市） 東野産婦人科（福岡市）	国立病院機構九州医療センター（福岡市） 北九州市立医療センター（北九州市） エンゼル病院（北九州市） 聖マリア病院（久留米市）	福岡県赤十字血液 センター	2,779
7バンク	96施設	8施設	18,838	

※1 東海大学さい帯血バンクは、平成25年度をもって事業を終了し、保存臍帯血は関東甲信越さい帯血バンクへ移管をする。
※2 兵庫さい帯血バンクは、保存臍帯血の安全性等の確認作業のため、一時的に公開を停止している。

3-(2) 都道府県別ドナー登録会開催状況等

	登録会開催回数						登録者数								
	献血併行型登録会		集団登録会		合計		献血併行型登録会		集団登録会		保健所(固定)登録		合計		
	H24年	H25年	H24年	H25年	H24年	H25年	H24年	H25年	H24年	H25年	H24年	H25年	H24年	H25年	
北海道・東北	北海道	28	23	0	0	28	23	161	170	0	0	18	17	179	187
	青森県	100	127	0	0	100	127	745	822	0	0	0	0	745	822
	岩手県	8	5	0	1	8	6	33	47	0	0	25	16	58	63
	宮城県	246	284	0	0	246	284	1,550	1,413	1	0	5	4	1,556	1,417
	秋田県	12	0	0	0	12	0	60	52	1	0	3	5	64	57
	山形県	50	34	0	0	50	34	931	800	0	0	0	0	931	800
	福島県	113	108	0	0	113	108	1,469	1,450	0	0	0	6	1,469	1,456
関東甲信越	茨城県	32	36	0	0	32	36	387	254	0	0	0	0	387	254
	栃木県	309	287	0	0	309	287	2,499	2,241	0	0	5	8	2,504	2,249
	群馬県	41	32	0	0	41	32	221	214	0	0	1	2	222	216
	埼玉県	62	437	0	0	62	437	924	680	3	0	1	0	928	680
	千葉県	48	41	0	0	48	41	422	210	0	0	7	6	429	216
	東京都	234	235	3	3	237	238	1,661	1,591	33	118	6	0	1,700	1,709
	神奈川県	8	21	11	9	19	30	74	103	127	64	8	5	209	172
	山梨県	10	13	0	0	10	13	20	38	0	0	4	11	24	49
	長野県	3	7	0	0	3	7	54	13	0	0	27	2	81	15
	新潟県	42	61	6	4	48	65	187	200	83	78	10	1	280	279
東海北陸	富山県	4	0	0	0	4	0	75	49	0	0	1	19	76	68
	石川県	91	47	0	0	91	47	132	96	0	0	1	2	133	98
	福井県	0	0	0	0	0	0	2	18	0	1	7	20	9	39
	岐阜県	12	10	0	0	12	10	97	103	1	0	5	2	103	105
	静岡県	90	66	0	0	90	66	196	155	0	0	52	46	248	201
	愛知県	80	72	0	3	80	75	383	336	8	4	11	12	402	352
	三重県	41	32	0	0	41	32	157	198	19	30	4	7	180	235
	滋賀県	79	80	0	0	79	80	432	241	0	2	3	5	435	248
近畿	京都府	642	630	0	0	642	630	1,202	1,036	0	0	0	0	1,202	1,036
	大阪府	117	138	0	0	117	138	490	443	0	0	14	4	504	447
	兵庫県	182	166	0	0	182	166	1,336	1,091	0	0	0	0	1,336	1,091
	奈良県	7	9	1	0	8	9	40	74	11	0	3	1	54	75
	和歌山県	39	50	0	0	39	50	318	455	0	1	9	4	327	460
	鳥取県	21	14	1	1	22	15	110	88	0	0	2	0	112	88
中国	島根県	47	55	1	2	48	57	180	191	25	25	9	10	214	226
	岡山県	12	13	0	0	12	13	269	252	0	1	15	4	284	257
	広島県	31	18	5	4	36	22	312	154	87	51	0	2	399	207
	山口県	1	2	3	0	4	2	146	154	29	21	20	19	195	194
	徳島県	0	0	0	0	0	0	102	89	0	0	4	6	106	95
四国	香川県	6	13	0	0	6	13	43	82	0	0	2	7	45	89
	愛媛県	23	38	0	1	23	39	209	608	50	21	3	6	262	635
	高知県	30	26	3	3	33	29	200	182	94	108	0	1	294	291
	福岡県	273	210	2	3	275	213	1,539	1,217	29	56	5	1	1,573	1,274
九州	佐賀県	118	111	0	0	118	111	435	411	0	0	6	4	441	415
	長崎県	190	159	0	1	190	160	906	668	17	3	12	9	935	680
	熊本県	21	78	0	0	21	78	250	847	3	0	4	0	257	847
	大分県	9	2	0	0	9	2	134	27	0	0	2	3	136	30
	宮崎県	19	17	4	4	23	21	76	112	14	18	30	7	120	137
	鹿児島県	17	10	1	0	18	10	68	76	5	0	6	8	79	84
	沖縄県	503	219	0	0	503	219	2,424	1,940	0	0	3	0	2,427	1,940
合計	4,051	4,036	41	39	4,092	4,075	23,661	21,691	640	602	353	292	24,654	22,585	